

(社)全国労働基準関係団体連合会役員給与規程

昭和63年4月1日

規程第5号

改正 平成元年1月1日	改正 平成7年1月10日	改正 平成14年4月26日
改正 平成2年1月23日	改正 平成8年1月26日	改正 平成14年11月25日
改正 平成3年1月11日	改正 平成9年2月3日	改正 平成15年10月31日
改正 平成4年1月13日	改正 平成10年4月1日	改正 平成16年3月31日
改正 平成5年2月18日	改正 平成11年2月5日	改正 平成17年11月17日
改正 平成5年4月1日	改正 平成11年12月3日	改正 平成18年3月31日
改正 平成6年1月11日	改正 平成12年12月5日	
改正 平成6年4月1日	改正 平成13年12月3日	

(社)全国労働基準関係団体連合会定款(以下「定款」という。)第17条の規定に基づき、(社)全国労働基準関係団体連合会役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)を次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は、定款第17条の規定に基づき、(社)全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という。)の役員給与について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本俸
- (2) 特別地域手当
- (3) 特別手当
- (4) 通勤手当

2 全基連の業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれないものとする。

(給与の支給)

第3条 役員給与は、法令に基づきその役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、役員指定する本人名義の預貯金口座に振り込むことができる。

(給与の支給日)

第4条 役員の給与（特別手当及び支給単位期間（第8条の2第6項に規定する支給単位期間をいう。）が1箇月を超える通勤手当を除く。）の支給日は、毎月16日とする。ただし、16日が土曜日に当たるときは15日（その日が休日に当たるときは18日）、16日が日曜日又は休日に当たるときは17日に支給する。

（役員の本俸の月額）

第5条 役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

（1）専務理事 784,000円以下

（2）常務理事 728,000円以下

（特別地域手当）

第6条 役員の特別地域手当の月額は、本俸に100分の18を乗じて得た額とする。

（本俸の日割計算）

第7条 新たに役員になった者には、その日から本俸を支給する。

2 役員が退任し、又は死亡したときは、その日まで本俸を支給する。

3 前二項の規定により本俸を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸の額は、その月の現日数から休日の日数を差引いた日数を基礎にして日割によって計算する。

（特別手当）

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在任する役員並びに基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した役員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に定款第16条の規定により解任された役員（心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたため解任された役員を除く。）には、当該基準日に係る特別手当は、支給しない。

3 特別手当の額は、役員が受けるべき本俸及び特別地域手当並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸の月額及び特別地域手当の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額にそれぞれ次に掲げる支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

（1）基準日 6月1日 100分の160

（2）基準日 12月1日 100分の175

（通勤手当）

第8条の2 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用する役員（通勤距離が片道2キロメートル未満である者は除く。）に対し、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この項に

において「運賃等相当額」という。)を支給する。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

- 2 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間)に係る最初の月の給与の支給日に支給する。
- 3 通勤手当の支給は、役員に新たに前項の役員たる要件を具備した場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている役員が退任し、又は死亡した場合においては、退任し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている役員が第1項の役員たる要件を欠いた場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。ただし、通勤手当の支給の開始については、その届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 4 通勤手当は、これを受けている役員にその額を変更すべき事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 5 通勤手当を支給される役員につき、退任その他の別に定める事由が生じた場合には、当該役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間をいう。

(非常勤役員の給与)

第9条 非常勤役員の給与については、そのつど会長がこれを定める。

- 2 第4条及び第7条の規定は、前項の給与の支給について準用する。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

(適用年月日)

この規程は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成元年1月1日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成元年1月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成2年1月23日)

(施行期日等)

改正規程は、平成2年1月23日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成3年1月11日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成3年1月11日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成4年1月13日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成4年1月13日から施行し、改正後の役員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。ただし、第8条の2の改正規定は、平成4年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則(平成5年2月18日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成5年2月18日から施行し、改正後の役員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則(平成5年4月1日)

(適用年月日)

この規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成6年1月11日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 6 年 1 月 1 日から施行し、改正後の役員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 6 条の改正規定については、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則 (平成 6 年 4 月 1 日)

(適用年月日)

この規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 7 年 1 月 1 0 日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 7 年 1 月 1 0 日から施行し、改正後の役員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則 (平成 8 年 1 月 2 6 日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 8 年 1 月 2 6 日から施行し、改正後の役員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則 (平成 9 年 2 月 3 日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 9 年 2 月 3 日から施行し、改正後の役員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則 (平成 1 0 年 4 月 1 日規程第 7 1 号)

(適用年月日)

この規定は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成11年2月5日規程第74号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成11年2月5日から施行し、改正後の役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成11年12月3日規程第79号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成11年12月3日から施行し、この規程による改正後の（社）全国労働基準関係団体連合会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（特別手当に関する特例措置）

- 2 改正後の規程の第8条第3項の規定を適用する場合においては、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間は、「100分の180」とあるのは「100分の210」と、「100分の195」とあるのは「100分の165」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成12年12月5日規程第83号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成12年12月5日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年12月3日規程第89号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成13年12月3日から施行し、改正後の（社）全国労働基準関係団体連合会役員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

- 2 削除

附 則（平成14年4月26日規程第92号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成14年4月26日から施行し、この規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成14年4月1日から適用する。

（支給済給与の調整）

- 2 改正前の役員給与規程に基づき支給された給与の過払い分は、改正後の規程の施行日後に支給される最初の給与において必要な調整を行う。

附 則（平成14年11月25日規程第100号）

（適用期日）

1 この規程は、平成14年12月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

2 平成14年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の(社)全国労働基準関係団体連合会役員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第8条第3項の規定により算定される期末手当の額から、平成14年12月1日まで引き続いて在職した期間で、同年4月1日から改正後の規程の適用日の前日までのもの(以下「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち、本俸並びに本俸の額の改定により額が変動することとなる給与(以下「本俸等」という。)の額の合計額から継続在職期間について改正後の規程の規定により算定した場合の本俸等の額の合計額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

附 則(平成15年10月31日規程第104号)

(適用期日)

1 この規程は、平成15年11月1日から適用する。ただし、この規程による改正後の(社)全国労働基準関係団体連合会役員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第4条及び第8条の2の規定は、平成16年4月1日から適用する。

(特別手当に関する経過措置)

2 この規程による改正後の規程第8条第3項第1号及び第2号の規定を適用する場合にあっては、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間は、「100分の160」とあるのは「100分の180」と、「100分の170」とあるのは「100分の150」とそれぞれ読み替えるものとする。

(特別手当に関する特例措置)

3 平成15年12月に支給する特別手当の額は、改正後の規程第8条第3項の規定により算定される特別手当の額から、平成15年4月1日(同年4月1日後新たに役員となった者については、新たに役員となった日)から改正後の規程の適用日の前日までの期間(以下「継続在職期間」という。)について支給された給与のうち、本俸並びに本俸の額の改定により額が変動することとなる給与(以下「本俸等」という。)の額の合計額から継続在職期間について改正後の規程の規定により算定した場合の本俸等の額の合計額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

附 則(平成16年3月31日日規程第113号)

この規程は、平成16年3月31日から適用する。

附 則(平成17年11月17日規程第116号)

(適用期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から適用する。

(平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

2 平成17年12月に支給する特別手当の額は、(社)全国労働基準関係団体連合会役員給与規程第8条の規定により算出された額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(その日の翌日以後に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同月から同年11月までの月数(役員として在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
(端数計算)

3 2の(1)の基礎額又は(2)に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成18年3月31日規程第120号)

(適用期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から適用する。